

第50回 衆議院議員総選挙

未来をつくる
あなたの一票大切に



衆議院小選挙区選出議員選挙
衆議院比例代表選出議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査

占冠村選挙管理委員会

「選挙は私たち1人ひとりのために」

衆議院の解散に伴い第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査が行われます。

選挙への投票は、私たち国民が政治に参加できる最良の機会であり、権利でもあります。また、国民の総意を国政に反映させるための私たちの代表者を選ぶ非常に重要な意義を持っています。投票日には、みなさんの大切な一票を投じましょう。

投票日

令和6年10月27日（日）

投票区	投票所	住所	投票時間
第1投票区（中央）	占冠村コミュニティプラザ 多目的ホール	占冠村字中央	午前7時～午後8時
第2投票区（占冠）	占冠地域交流館 体育館	占冠村字占冠	午前7時～午後6時
第3投票区（双珠別）	双珠別住民センター集会室	占冠村字双珠別	午前7時～午後4時
第4投票区（トマム）	トマムコミュニティセンター 多目的ホール	占冠村字上トマム	午前7時～午後6時

期日前投票

投票当日に仕事や旅行などの都合で投票所に行けないと見込まれる方は、期日前投票ができます。「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入してからの投票となります。

期 間

令和6年10月16日（水）～10月26日（土）

場 所	時 間
占冠村総合センター 会議室	午前8時30分～午後8時00分
トマムコミュニティセンター 事務室	午前8時30分～午後5時30分

※ 期日前投票の際には、投票所入場券をお持ちください。

不在者投票

選挙期間中に仕事や旅行などで占冠村外に滞在している方、指定病院などに入院している方、身体に一定の障害がある方などは、不在者投票を利用することができます。

◎ 他市区町村で投票する方法

仕事や旅行などで占冠村外に滞在している方は、滞在先の市区町村の不在者投票所で投票できます。選挙管理委員会に投票用紙を請求することになりますので日数を要します。早めに手続きしてください。

◎ 指定施設で投票する方法

不在者投票所として指定された病院や施設などに入院している方は、その病院や施設などで不在者投票をすることができます。手続きは、病院や施設などで行いますので詳しくは、病院施設にお問い合わせください。

◎ 郵便による不在者投票

身体に重度の障害のある人は、自宅などから郵送で投票できる郵便等による不在者投票を利用できます。

投票日の4日前までに本人または代理の方が選挙管理委員会に来られるか、郵送で請求をお願いします。（郵便投票証明書の交付を受けることが必要です。）

- ① 両下肢、体幹に障がいのある方
身体障害者手帳・・・1級または2級
戦傷病者手帳・・・特別項症から第2項症
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に障がいのある方
身体障害者手帳・・・1級または3級
戦傷病者手帳・・・特別項症から第3項症
- ③ 介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である方



◎ 占冠村で投票できる人

次の①、②の条件に当てはまる人が選挙人名簿に登録され、占冠村で投票できます。

- ①平成18年10月28日以前に生まれた人（満18歳以上の人）
- ②令和6年7月14日以前から引き続き占冠村の住民基本台帳に記載されている人

選挙期日に18歳を迎える方は期日前投票はできませんが、不在者投票を行うことができます。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

お問い合わせは

占冠村選挙管理委員会 電話番号 0167-56-2121（直通）